

合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」への参加企業の募集について【応募要領】

市内企業の人材確保を支援するため、求職中・転職希望の方及び 2026 年 3 月卒業予定の学生を対象とした対面形式の合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」への参加企業を次のとおり募集します。

1. 合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」について

- (1) 概要：対面形式の合同企業説明会
- (2) 募集企業数：各日 30 社程度
- (3) 開催日時：2025 年 8 月 22 日（金）・23 日（土）12:00～16:00（予定）
 - ※どちらか 1 日または両日参加の選択可。
 - ※応募多数の場合は「3（1）参加企業の決定方法」に基づき選定を行います。また、両日参加をご希望いただいても 1 日のみになる場合がございます。
- (4) 開催場所：神戸サンポーホール 1 F 大展示場（神戸市中央区浜辺通 5 - 1 - 32）
- (5) 対象者：就職・転職希望者、2026 年 3 月に大学等を卒業予定の学生
- (6) 実施内容：①ブース形式での企業説明会
 - ②就職相談/履歴書添削/模擬面接ブース
 - ③就職支援セミナー（仕事の選び方、キャリア形成など）
 - ④企業紹介コンシェルジュによる参加者への企業紹介、誘導
- (7) 事前セミナー：2025 年 7 月 25 日（金）～8 月 8 日（金）（予定）にセミナーのアーカイブ動画を配信予定。参加企業向けに、最新の雇用環境から鑑みた求職者アプローチ方法や、合同企業説明会での求職者に響く PR ポイント等をお伝えする採用支援セミナーを配信しますので参加決定の際はご視聴ください。（詳細は当選連絡の際に別途ご案内します。）

2. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集期間：2025 年 6 月 4 日（水）17 時まで
- (2) 参加費：2 万円（1 社 1 回あたり）
- (3) 応募要件：2025 年 6 月 4 日（水）時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ① 登記簿上の本店が神戸市内にあり、かつ神戸市内の事業所で就職・転職希望者（既卒者）を正規雇用する計画があること。
 - ② 市税の未納・未申告がないこと。
 - ③ 過去 1 年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
 - ④ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
 - ⑤ 当事業の事業効果を報告いただけること。（応募状況・内定者数・内定辞退者数等）
- (4) 応募方法：以下のウェブサイトの申込フォームより、ご応募ください。
URL：<https://questant.jp/q/kobe-fair202508>
- (5) 当落結果の通知：2025 年 6 月中旬に、運営事業者より、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

3. 参加企業の選定等

- (1) 参加企業の決定方法
応募者多数の場合は、運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、参加者を決定します。

合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」への参加企業の募集について【応募要領】

①2023 年度（2023 年 8 月、2024 年 1 月）、2024 年度（2024 年 6 月・8 月、2025 年 1 月）に実施した KOBE 就職・転職フェアでの採用実績

②以下の各種認定、認証、表彰を有する企業

認定機関	項目
神戸市	こうべ女性活躍推進企業（※ミモザ企業）、こうべ男女いきいき事業所表彰、神戸 SDG s 表彰
兵庫県	ひょうご応援企業、仕事と生活の調和推進認定企業、仕事と生活のバランス表彰企業、ひょうご産業 SDG s 認証企業
国	（厚生労働省）安全衛生優良企業認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定、えるばし認定・プラチナえるばし認定 （経済産業省）健康経営優良法人認定

③過去 3 年間（2022 年 4 月～2025 年 3 月）の正社員採用実績人数

④今後の正社員採用予定人数

⑤業種と採用職種の全体的なバランス

⑥過去の市主催事業への参加状況

（2）応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募内容に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

（3）実施内容の変更・開催の中止

諸般の事情により、実施内容の変更または開催を中止する場合があります。

（4）免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに運営事業者

合同企業説明会「KOBE 就職・転職フェア」への参加企業の募集について【応募要領】

は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。なお、参加費に関しては返金を行います。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消となった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

5. 問合せ先

神戸市「KOBE 就職・転職フェア」運営事務局

（運営事業者：株式会社学情 パブリックサービス事業部）

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2 - 5 -10

TEL：06-6346-6303（10:00～17:00 ※土・日・祝除く）

FAX：06-6346-6838

メール：kobecity-gosetsu@gakujo.ne.jp